

通達甲（交．免本．講2）第7号

平成21年5月29日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

認知機能検査実施要綱の制定について

〔沿革〕 平成 25年 3月 通達甲（交．免本．講2）第4号、8月同（交．免本．管1）第10号
26年 5月 同（交．免本．管）第9号
29年 3月 同（副監．交．免本．管1）第3号
30年 6月 同（交．免本．講2）第5号
令和 元年 6月 同（副監．総．文．審）第25号、9月同（交．免本．講2）第8号
3年 3月 同（副監．総．企．調）第9号
4年11月 同（交．免本．高）第6号
5年 3月 同（副監．総．企．組）第3号、9月同第29号
7年 3月 同（交．免本．管1）第7号改正

このたび、別添のとおり、認知機能検査実施要綱を制定し、平成21年6月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 制定の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正され、運転免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものは、更新期間が満了する日前6月以内に認知機能検査を受けていなければならなくなったことに伴い、新たに要綱を制定し、検査業務の円滑かつ適正な推進を図ろうとするものである。

第2 制定の要点

- 1 認知機能検査の計画責任者を運転免許本部運転者教育課長とした。
- 2 認知機能検査の実施方法を定めた。

別添

認知機能検査実施要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イ及びロ、法第101条の4第2項並びに法第101条の7第3項の規定により行う認知機能検査（以下「検査」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

検査の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 検査員の心構え

- 1 高齢運転者の安全運転を支援するという検査の目的を受検者に分かりやすく説明し、自動車運転の継続を希望する受検者の誤解を招く言動がないよう留意するものとする。
- 2 検査は、専門の医師による認知症の診断とは異なるということに留意するものとする。
- 3 受検する75歳以上の高齢者の心情に配慮して検査を行うものとする。
- 4 個人情報である検査結果の取扱いには十分に注意するものとする。

第4 検査の実施方法

- 1 施行規則第26条の3に規定する方法により、検査を実施するものとする。
- 2 検査の実施後、採点した点を施行規則第29条の3第1項の式に代入し、算出した総合点により結果の判定を行うものとする。
- 3 結果の判定は、総合点により次の二つに分類して行うものとする。
 - (1) 総合点が36点未満の者
認知症のおそれあり
 - (2) 総合点が36点以上の者
認知症のおそれなし
- 4 検査の採点、総合点の算出及び結果の判定については、必ず複数人による点検を行うものとする。

とする。ただし、検査に必要なソフトウェアが搭載された専用の端末装置を用いた検査を実施した場合において、総合点が36点以上であったときは、この限りでない。

5 検査実施時の基本的留意事項は次のとおりとする。

- (1) 受検者のプライバシーの保護及び検査の適正を図るため、間隔を設けて座席を配置すること。
- (2) 1回当たりの受検者の数は、10人以下とすること。ただし、検査員の資格を有する者が補助者として検査に加わる場合は、20人以下とすることができる。
- (3) 次に掲げる者については、個別又は事後に検査を行うこと。
 - ア 検査員の説明が聞き取れないと認められる者
 - イ 検査員の説明が理解できないと認められる者
 - ウ 注意力が散漫で検査に耐えられないと認められる者
 - エ 不正行為を行っていると認められる者
 - オ その他個別又は事後に検査を行わなければ、検査の進行に支障があると認められる者

第5 結果通知書の交付

- 1 検査の実施者は、受検者に対し、別記様式第1号から別記様式第2号の2までの「認知機能検査結果通知書」を交付するものとする。
- 2 前1の通知書を交付したときは、別記様式第4号の「認知機能検査結果通知書交付（受払）簿」に記載し、その交付状況を明らかにしておくものとする。

第6 検査実施結果の報告

1 随時の報告

島部警察署長は、検査終了の都度速やかに、別記様式第5号の「認知機能検査（更新等）結果通知書」、別記様式第6号の「認知機能検査（臨時）結果通知書」又は別記様式第7号の「認知機能検査（任意）結果通知書」により、検査結果を免許本部長（高齢者対策課経由）に通知するものとする。

2 月間の報告

島部警察署長は、別記様式第11号の「認知機能検査実施結果通知書」、別記様式第12号の「認知機能検査（特定失効者）実施結果通知書」又は別記様式第13号の「認知機能検査（特定取消処分者）実施結果通知書」により、翌月5日までに毎月の検査の実施結果を免許本部長（高齢者対策課経由）に通知するものとする。

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

じゆう しょ
住 所

し めい
氏 名

殿

せいねんがつび
生年月日

けんさねんがつび
検査年月日

けんさばしょ
検査場所

そうごうてん
総合点

てん
点

(A てん
点)

(B てん
点)

きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしよ
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。
こんご うんでん じゆうぶんちゆうい いし かぞく
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族に
ご相談されることをお勧めします。
また、りんじてきせいけんさ せんもんい しんだん う また いし
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師
のしんだんしよ ていしゆつ し こうあんい いんかい
の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあり
ます。
しんだん けつか にんちしよ はんめい うんでん
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転
めんきよ とりけ ていし ぎようせいしよぶん たいしよう
免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

うんでんめんきよしようとう こうしん てつづき さい しよめん かなら じさん
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

東京都公安委員会

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、ご質問のある方は、認知機能検査を行ったところや警視庁運転免許本部高齢者対策課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

臨時

(表)

じゆうしよ
住所
しめい
氏名
せいねんがつ
生年月日
けんさねんがつ
検査年月日
けんさばしよ
検査場所

殿

そうごうてん
総合点

てん
点

(A

てん
点)

(B

てん
点)

きおくりよくはんだんりよくひくにんちしよ
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

きおくりよくはんだんりよくていかしんごうむしいちじふていしいはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。
こんごうんてんじゆうぶんちゆういけいこう
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族に
ご相談されることをお勧めします。
りんじてきせいけんさせんもんいしんだんうまたいし
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師
の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあり
ます。
しんだんけつかにんちしよはんめいうんてん
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転
めんきよとりけていしぎようせいしよぶんたいしよ
免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

年 月 日

東京都公安委員会

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、ご質問のある方は、認知機能検査を行ったところや警視庁運転免許本部高齢者対策課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

じゆう しょ
住 所
し めい
氏 名
せいねんがつび
生年月日
けんさねんがつび
検査年月日
けんさばしょ
検査場所

殿

にんちしろう きじゆん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつ か き おくりよく はんだんりよく てい か い み
今回の結果は、記憶力・判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。

こじん さ か れい にんちきのう しんたいきのう へんか
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
うんてん たいせつ
運転をすることが大切です。

き おくりよく はんだんりよく てい か しんごう む し いち じ ふ てい し い はん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、今後の運転について十分注意してください。

うんてんめんきよしようとう こうしん て つづき さい しよめん かならず じ さん
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

東京都公安委員会

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てん み まん 36点未満	き おくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
------------------	---

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできませんし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、ご質問のある方は、認知機能検査を行ったところや警視庁運転免許本部高齢者対策課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

臨時

(表)

じゆうしよ
住所
しめい
氏名
せいねんがつび
生年月日
けんさねんがつび
検査年月日
けんさばしよ
検査場所

殿

にんちしようきじゆんがいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかいけつかきおくりよくはんだんりよくていかいみ
今回の結果は、記憶力・判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。

こじんさかれいにんちきのうしんたいきのうへんか
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
うんてんたいせつ
運転をすることが大切です。

きおくりよくはんだんりよくていかしんごうむしいちじふていしいはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、しんろへんこうあいずおくけいこう
進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、こんごうんてんじゆうぶんちゆうい
で、今後の運転について十分注意してください。

年 月 日

東京都公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、ご質問のある方は、認知機能検査を行ったところや警視庁運転免許本高齢者対策課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

別記様式第4号

認知機能検査結果通知書交付（受払）簿

(□更新 □臨時 年 認知症のおそれ あり・なし)

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認知機能検査（更新等）結果通知書

月 日 警察署

番号	氏 名	免許証番号等	生 年 月 日					検査種類・場所・番号			検査年月日			検 査 得 点			検査結果・種別	
			元号	年	月	日	性別	種類	場所	番号	年	月	日	再 生	見当識	総合得点	結果	種別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

認知機能検査（臨時）結果通知書

月 日

警察署

番号	氏 名	免許証番号等	生 年 月 日					検査種類・場所・番号			検査年月日			検 査 得 点			検査結果・種別	
			元号	年	月	日	性別	種類	場所	番号	年	月	日	再 生	見当識	総合得点	結果	種別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

認知機能検査（任意）結果通知書

月 日 警察署

番号	氏 名	免許証番号等	生 年 月 日					検査種類・場所・番号			検査年月日			検 査 得 点			検査結果・種別	
			元号	年	月	日	性別	種類	場所	番号	年	月	日	再 生	見当識	総合得点	結果	種別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

通知（ ）第 号
年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

警 察 署 長

認知機能検査実施結果通知書（ 月分）

実 施 月 日	認知機能検査 結果別受検者数				備 考
	受検者数 任意受検者数	認知症のおそれ あ り	認知症のおそれ な し	合 計	
月 日	実施回数	回			
	受検者数	名	名	名	
	臨 時 受験者数	名	名	名	
	任 意 受検者数	名	名	名	
月 日	実施回数	回			
	受検者数	名	名	名	
	臨 時 受験者数	名	名	名	
	任 意 受検者数	名	名	名	
月 日	実施回数	回			
	受検者数	名	名	名	
	臨 時 受験者数	名	名	名	
	任 意 受検者数	名	名	名	

合 計	実施回数	回			
	受検者数	名	名	名	
	臨 時 受験者数	名	名	名	
	任 意 受検者数	名	名	名	

注 1 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
 2 記載欄は、実施日数に応じて適宜増減することができる。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

通知（ ）第 号
年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

警 察 署 長

認知機能検査（特定失効者）実施結果通知書（ 月分）

実 施 月 日	認知機能検査（特定失効者） 結果別受検者数				備 考
	受検者数	認知症のおそれ あ り	認知症のおそれ な し	合 計	
月 日	実施回数	回			
	受検者数	名	名	名	
月 日	実施回数	回			
	受検者数	名	名	名	
月 日	実施回数	回			
	受検者数	名	名	名	
合 計	実施回数	回			
	受検者数	名	名	名	

特定失効者の氏名	生年月日	住 所
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	

注 1 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
2 記載欄は、実施日数に応じて適宜増減することができる。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

通知（ ）第 号
年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

警 察 署 長

認知機能検査（特定取消処分者）実施結果通知書（ 月分）

実 施 月 日	認知機能検査（特定失効者） 結果別受検者数				備 考
	受検者数	認知症のおそれ あ り	認知症のおそれ な し	合 計	
月 日	実施回数	回			
	受検者数	名	名	名	
月 日	実施回数	回			
	受検者数	名	名	名	
月 日	実施回数	回			
	受検者数	名	名	名	
合 計	実施回数	回			
	受検者数	名	名	名	

特定取消処分者の氏名	生年月日	住 所
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	

注 1 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
2 記載欄は、実施日数に応じて適宜増減することができる。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。